

## 最低制限価格（調査基準価格）の算定方法を変更します。

◆令和2年(2020年)2月12日以降に公告を行うものから適用します◆

ダンピング防止対策の一環として、また施工業者の経営状況及び従事者の労働条件の悪化を防ぎ、建設業の健全な育成を図るため、最低制限価格（調査基準価格）の算定方法の変更を行います。

※最低制限価格（調査基準価格）が設定されるのは、競争入札によるもので、設計金額（税込）が500万円以上の工事です。

### <現行の算定方法>

直接工事費 × 97%

共通仮設費 × 90%

現場管理費 × 90%

一般管理費 × 55%

の合計額（1,000円未満切り捨て）

・ただし予定価格の70%に満たないものは予定価格の70%に、予定価格の90%を超えるものは予定価格の90%となります。



### <変更後の算定方法>

直接工事費 × 97%

共通仮設費 × 90%

現場管理費 × 90%

一般管理費 × 55%

の合計額（1,000円未満切り捨て）

・ただし予定価格の75%に満たないものは予定価格の75%に、予定価格の92%を超えるものは予定価格の92%となります。

※上記に関わらず特別なものと認めた場合は予定価格の75%～92%までの範囲内で草加市病院事業管理者が定める値を乗じて得た額をします。

不明な点は、施設管理課までお問い合わせください。

施設管理課

048-946-2200 (代表)